

# 統計アラカルト

熊本の統計情報

令和4年8月30日

県民の皆様に統計を身近に感じていただくためのページです。

随時、色々な統計に関する話題・データを紹介します。

## 労働力調査から見てくる失業率について

労働力調査とは、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいて、総務省統計局が都道府県を通じて毎月実施する国の重要な統計調査です。

我が国における就業・不就業の実態を明らかにし、雇用政策を企画・立案するための基礎資料を得ることをその目的としています。

毎月、新聞やテレビ等で取り上げられている「完全失業率」などは、この調査結果によるものです。

〔世界各国における調査について〕

同様の調査は世界各国で実施されていますが、国によって、失業者や労働力人口等の定義や把握方法には若干の相違があります。主要国では、ILO(国際労働機関)が定める国際基準に基づいて労働力調査を実施し、失業率を算出しています。主要国における調査の概要は下表のとおりです。

○主要国における失業率及び失業者の調査等について

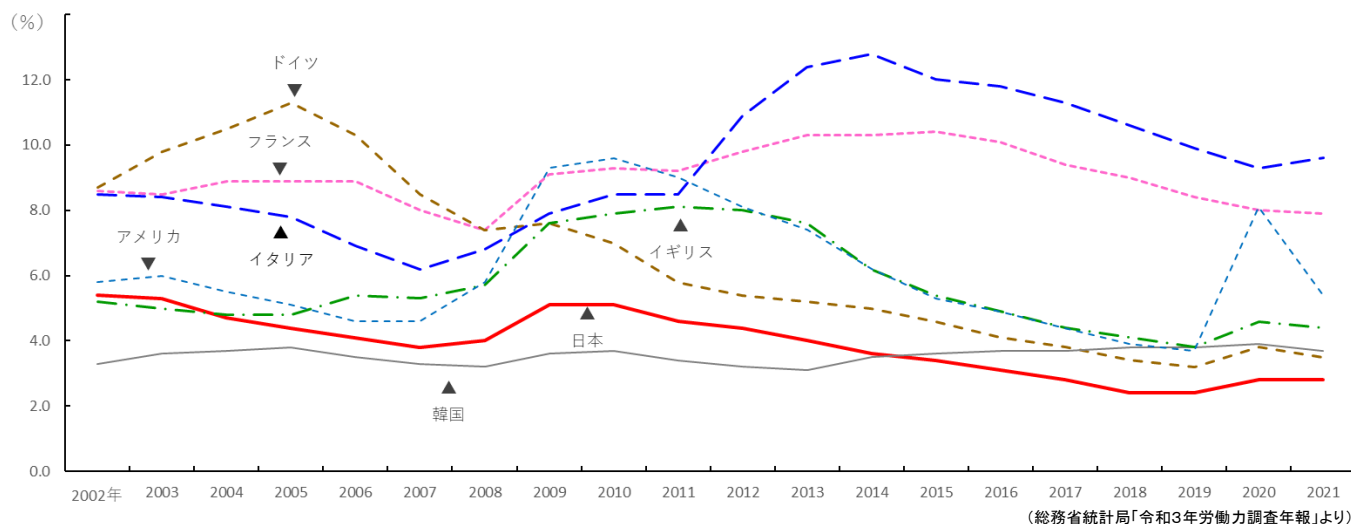
	ILOの定義・概念	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査時期及び期間	1週間または1日のような特定の短期間(調査期間)に関して測る	毎月1回	毎月1回	3ヶ月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査	3ヶ月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査	3ヶ月を1単位とし、13分割した調査区を毎週調査
		1週間(月末)	1週間(12日を含む)	各1週間	各1週間	各1週間
調査対象年齢	一定年齢以上の全ての人	15歳以上	16歳以上	16歳以上	15歳以上	15歳以上
失業者の定義	仕事を持たず(就業者でない)	就業者でなく	就業者でなく	就業者でなく	就業者でなく	就業者でなく
	現に就業が可能で(調査期間中に就業が可能)	調査期間中に就業可能で	調査期間中に就業可能で	2週間以内に就業可能で	2週間以内に就業可能で	2週間以内に就業可能で
	仕事を探していた(最近の特定期間に仕事を探す特別な手だてをした)	調査期間中(過去1週間)に求職活動を行った者	過去4週間以内に求職活動を行った者	過去4週間以内に求職活動を行った者	過去4週間以内に求職活動を行った者	過去4週間以内に求職活動を行った者
失業率の算出方法	$\frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$	同左	同左	同左	同左	同左

(総務省統計局「令和3年労働力調査年報」より抜粋)

OECD(経済協力開発機構)は、各国の失業率を上記のILO基準にできるだけ近づけるような調整を行った失業率(HUR)を38か国について算出し、月別、四半期別、年別に公表しています。

失業率のデータについて、ILO基準に基づく労働力調査から把握している場合は、定義に細かな点で若干の相違があるものの、相互に比較可能な統計であるとみなして、それぞれの国の結果がほぼそのまま用いられています。OECD公表による過去20年間の主要国の失業率(HUR)の推移は次ページのグラフのとおりです。

### ○主要国の失業率(HUR)の推移



欧米諸国と比較すると、日本は低い数値で推移しています。

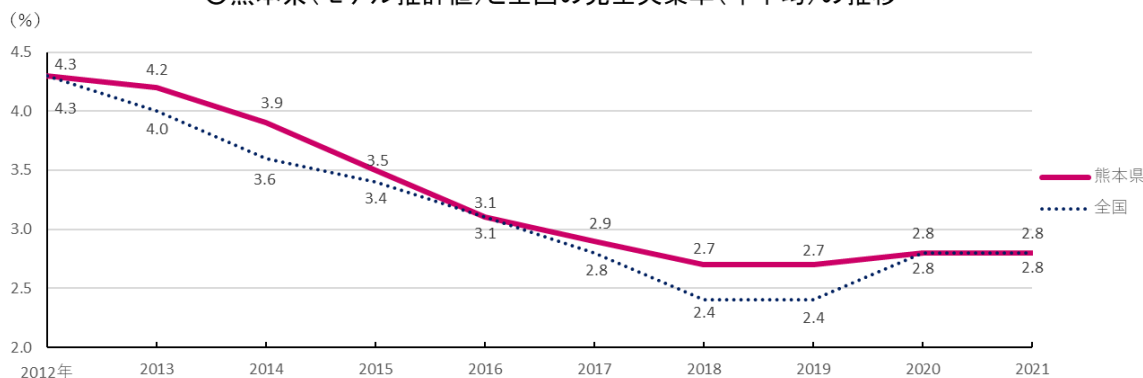
#### 〔熊本県の失業率について〕

労働力調査の調査結果は、総務省統計局が完全失業率などの全国の集計結果を毎月公表しています。

都道府県別の結果については、公表を前提とした標本設計を行っておらず、標本規模が小さいことなどから、全国の結果に比べ標本誤差が大きく結果精度が十分に確保できないとみられるため、毎月の公表は行われておりません。

都道府県別データとしては、四半期毎に、都道府県別のモデル推計値が公表されていますが、上記と同様の理由によりその取扱いには注意が必要とされています。参考までに、過去10年間の熊本県(モデル推計値)と全国の完全失業率(年平均)の推移をグラフ化すると下表のとおりです。

### ○熊本県(モデル推計値)と全国の完全失業率(年平均)の推移



### ○労働力調査にご協力をお願いします！

労働力調査は、全国で毎月約4万世帯(15歳以上の世帯員は約10万人)、県内では毎月約600世帯、約1,500人に調査をお願いし、約40名の調査員が調査にお伺いしています。国の就業対策等の基礎資料となる貴重な調査です。調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先: 熊本県企画振興部 交通政策・統計局 統計調査課 総務資料班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1  
 電話: 096-333-2174 / Fax: 096-384-7544 / メール: toukeichousa@pref.kumamoto.lg.jp